

法曹倫理国際シンポジウム「弁護士倫理と弁護士会」

テーマ： 弁護士倫理と弁護士会

これまで弁護士自身の専門職としての倫理をテーマにしてきたが、昨年実績を踏まえ、本年度は意識的に、弁護士会・日弁連といった弁護士自治組織が職業倫理に関して

- 1) 何をなすべきか Sollen 当為
- 2) 何をなす義務があるのか Muessen 責務
- 3) 何が権限を越えることになるのか Koennen, competence 権限

からなる弁護士会の職業倫理的当為を問う。

その方法として、本年は、立憲民主制国家における弁護士会のプロフェッション論的考察を行う。具体的には、依頼者保護の機能的考察として、(ア) 司法アクセスの保障、(イ) 弁護士の職権独立性保障、(ウ) 司法制度改善、(エ) 弁護士非行の抑止、などを議論する。米・英・独における弁護士会の社会的役割を研究した上で、日本における弁護士会の社会的役割を理論的かつ実務的に考察し、原理的に、また運用面で、どのような問題があるのかを明らかにする。

弁護士会の役割の一つとして最近ますます重要になりつつあるのが、組織内弁護士に対する弁護士会の支援である。この点につき、一方で組織外弁護士との差を認めない米国、他方で組織の倫理と弁護士倫理との緊張関係を制度的に配慮するフランスやドイツと比較しながら、わが国における組織内弁護士の実情と課題について検討し、組織内弁護士を規律する弁護士職務基本規程や弁護士法の関連規定について上記(ア)、(イ)の観点から再考する。また、(ウ) 司法制度改善の観点から、組織内弁護士と通信秘密保護に関して検討を行う。

さらに、(エ) 弁護士非行の抑止という観点からは、弁護士会の会員弁護士に対する指導監督というテーマで、現行の預り金規程についての弁護士会の現状、預り金口座の帰属に関する理論的考察や、会員弁護士に対する苦情処理制度に関して欧米における同制度の現状と日本における同制度の現状との比較検討を行う。さらに、弁護士会が会員弁護士に対していかなる支援ないしサービスを行えるか、行うべきかについて問題提起を行う。